

## 政治資金規正法改正案の条文化

政治資金オンブズマン

2007年8月24日

私たち「政治資金オンブズマン」は、参議院議員通常選挙直後の先月末に「政治資金規正法緊急改正案の提言」をHP上で発表した。

主要な政党は、参議院選における与野党逆転という厳しい民意を踏まえ、政治資金規正法の更なる改正を目指しているようで、来月召集される臨時国会では、この点で活発な議論が戦わされることであろう。

しかし、マスコミ報道が伝える政党の改正論議から判断すると、残念ながら、政党の議論状況には濃淡があり、私たちの「提言」がその改正論議に全て活かされているとは言えないようである。

そこで、私たちは、先の「提言」内容を中心に、条文化した政治資金規正案の策定を試みた（別紙参照）ので、それをここに発表する次第である。政治金の透明化等は、政党助成法や公職選挙法の改正論議にも連動するので、それらの改正案の策定も試みた。

立法技術上の問題もあり完璧なものであるか心許ないのではあるが、それでもこの改正案の趣旨を理解していただき、政党、政治家の政治資金とその報告のあり方についての国民の不信を払拭するために、国会での政治資金規正法改正論議がさらにもっと活発なものになり、政治資金の透明化を徹底し、報告書への国民のアクセスが容易になるよう、強く要望するものである。

なお、「提言」同様、この度の条文化した改正案は緊急のものである。したがって、政党、政治家が、これ以外にも、例えば迂回献金の禁止など政治資金規正法の抜本的改正に取り組むことを要望していないわけではないことを付記しておく。

### ◇条文化した政治資金規正法改正案の大きな特徴

#### 1 政治資金の徹底した透明化

- ① 政治資金の支出については、政治活動費だけではなく経常経費にあっても、その全額（1円以上）が詳細な報告と領収書の写しを義務づけ、徹底的に透明化を図る（政治資金規正法改正案第12条第2項・第5項。現行法第19条の5の2の削除）。
- ② 国民の税金の原資とした政党助成の用途報告についても同様にした（政党助成法第17条第1項第3号、第18条第1項第3号）。

#### 2 政治家の政治資金収支報告書の提出を総務大臣へ

- ① 国会議員自ら、その親族、その秘書のいずれかが代表または会計責任者である政党支部や政

治団体、あるいはまた国会議員の関係する政治団体（国会議員の後援会や国会議員を囲む研究会を含む）は、全て政治資金収支報告書を総務大臣に届けるようにした（政治資金規正法改正案第6条第1項・第12条）。

- ② 政党助成についても政党支部の使途報告書については、提出を受けた都道府県の選挙管理委員会がその写しを総務大臣に送付するようにした（政党助成法改正案第18条第4項）。
- ③ 国会議員らの選挙運動費用の収支報告書についても、提出を受けた都道府県の選挙管理委員会がその写しを総務大臣に送付するようにした（公職選挙法改正案189条第4項）
- ④ 以上につき、国会議員らの場合には、報告書を電子的記録によっても提出するようにした（下記3との関係）。

### **3 国民にわかりやすいインターネット公表**

- ① 上記2の政党支部と政治団体の政治資金収支報告書は、政治家ごとにインターネットで公表し、国民各自が自由に印刷できるようにもした（政治資金規正法改正案第20条の2第2項・第3項）。
- ② 政党助成についても政党支部の使途報告書も同様にした（政党助成法改正案第32条第4項・第5項、政治資金規正法改正案第20条の2第3項）。
- ③ 国会議員らの選挙運動費用の収支報告書についても同様にした（公職選挙法改正案第192条第4項、政治資金規正法改正案第20条の2第3項）

### **4 情報公開の時期の後退を元に戻す**

- ① 毎年3月末に提出される政治資金収支報告書の情報公開について9月にその要旨が公表されるまで開示決定を行われなくても良いようにした政治資金規正法「改正」は、情報公開の後退であるから改正前に戻すべきである（現行の政治資金規正法第20条の3は削除）。
- ② 政党助成についても同様にした（現行の政党助成法第32条の2は削除）。
- ③ もちろん、総務省の昨年12月前の違法な運用も改められるべきである。

### **5 政治家らの説明責任の明記**

- ① 政治家らは政治資金の使途について国民が重大な疑惑を抱いても説明責任を果たしてこなかったので、政治資金収受及び支出についての説明責任を明記した（政治資金規正法改正案第2条第2項・第3項）。
- ② 政党助成についても同様に説明責任を明記した（政治資金規正法改正案第4条第3項）。
- ③ 政治家らの選挙運動費用の収支報告書についても同様にした（公職選挙法改正案第191条の2）

以上。